

観音寺市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月13日

観音寺市監査委員 大西保行  
観音寺市監査委員 立石隆男

令和元年度

財政援助団体監査結果報告書

観音寺市監査委員

## 財政援助団体（第9回観音寺国際音楽フェスティバル実行委員会）監査の結果について

### 第1 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
教 育 部 文 化 振 興 課	令和元年度（令和元年6月6日から令和元年12月27日）に財政的援助として支出した出納その他の事務	令和2年2月21日から 同年3月4日まで
第9回観音寺国際音楽フェスティバル実行委員会	令和元年度（令和元年6月6日から令和元年12月27日）の観音寺市から財政的援助に係る出納その他の事務	

### 第2 監査の方法

令和元年度に執行した財政的援助等にかかる出納その他の事務の執行が、補助目的に沿って適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として実施した。

監査にあたっては、当該監査対象団体の所管課から関係書類の提出を求めるとともに、関係職員などから説明を聴取し監査を実施した。

### 第3 監査対象団体の概要

#### 1 目的

観音寺市内の子どもたちが外国の音楽に触れ、演奏家たちと交流することによって、情操教育の一助となることを目的とする。

また、各地域での公演を開催することによって、より多くの市民に楽しんで頂き「音を観るまち」をキャッチフレーズにしたまちづくりを推進するとともに地域の活性化を図ることを目的とする。

## 2 事務局

観音寺市教育委員会事務局内

## 3 役員等

会長 1 名、副会長 2 名、監事 2 名

## 4 事業（会則で定めている事業）

1 の目的を達成するための事業を行う。

## 5 補助金の種類および金額

(所管課：文化振興課)

(単位：円)

補助金の名称	補助金の額		
	補助申請額	概算交付額	精算額
第9回観音寺国際音楽 フェスティバル開催事業	8,800,000	8,800,000	8,546,302

## 第4 監査の結果

補助金に係る所管部局および監査対象団体の出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されているが、一部について監査委員の意見を付する。

なお、所管部局および監査対象団体が、監査委員の意見について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づきその旨を監査委員に通知されたい。

## 第5 意見等

### 1 所管部局について

精算書の添付書類である決算書について、交付額と精算額の差額についてはすでに精算戻入されているが、差引額として金額のみの記載であった。戻入されたことが分かるように、決算書の様式等を指導されたい。

また、所得税が手数料に計上されていた。源泉税は報償費から納付されることから報償費として決算されたい。

打ち合わせ等の出張旅費について、本市の旅費に関する条例に基づく旅費規程を作成されてはどうか。

## 2 監査対象団体について

現金支出時の証拠書類として、領収書や請求書の保管は適切であったが、補助金決定前の出張旅費については疑義が残る。打ち合わせ等も事業の一環であると考えれば、申請の時期が適切であるか所管課と協議されたい。出張内容についても、出張計画書や報告書等、市の規定に準ずる適正な支出書類の作成を行われたい。

報償費、消耗品等において、金額と相手方の記載のみで決済がされていたが、理由等の説明を受けずとも内容や金額の根拠、使用目的が分かるように支出書類の備考欄に記入されたい。

決算書については、1で述べたように、所管課の指導に基づき、返還まで記載されたい。また、費目についても同様をお願いする。